

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

## 2 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第10条第1項、第3項及び第4項並びに第18条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条、第5条、第8条第1項、第10条、第11条第1項、第12条第9号、第13条第1項第4号及び第2項第2号、第14条第1項並びに第15条

## 3 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成11年総理府、法務省令第1号）、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成14年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成14年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）からの変更点の概要

### (1) 機械類その他の物品の賃貸

ファイナンスリース業者が特定事業者として法の対象となるためのファイナンスリースの要件の細目等を定める。（第1条関係）

### (2) 本人確認方法

ア 顧客等から一定の本人確認書類（運転免許証等）又はその写しの送付を受け、記載されている住居等に取引関係文書を書留郵便等により送付することにより本人確認を行う場合、当該本人確認書類又はその写しを本人確認記録に添付しなければならないこととする。（第3条第1項第1号八及び第3号口関係）

イ 顧客等（自然人）である名あて人に限り交付する郵便等により取引関係文書を送付することにより本人確認を行う場合、特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、一定の事項を特定事業者に伝達する措置がとられていなければならないこととする。（第3条第1項第1号二関係）

ウ 以下の(ア)～(ウ)の場合について、本人確認書類等の送付を受けて本人確認する場合には、アと同様に、当該書類やその写し等を本人確認記録に添付しなければならないものとする。

(ア) 提示又は送付を受けた本人確認書類等に記載されている住居等が現在のものでないとき又は旅券等に住居の記載がないときに、他の本人確認書類その他の一定の書類又はその写しの送付を受けて住居等を確認する場合（第3条第2項関係）

(イ) 本人確認書類に記載されている顧客等の本店等に代えて、送付を受けた他の本人確認書類その他の一定の書類又はその写しにより当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて取引関係文書を送付する場合（第3条第3項関係）

(ウ) 本人確認書類に記載されているみなし顧客等（法第4条第3項の規定により顧客等とみなされる自然人をいう。以下同じ。）の住居に代えて、送付を受けた本人確認書類その他の一定の書類又はその写しにより国等の所在地等にあてて取引関係文書を送付する場合（第3条第4項関係）

エ 特定事業者が、特定取引以外の取引に際して本人確認に相当する確認を既に行っており、かつ、当該確認について本人確認記録に相当する記録を保存している場合等における顧客等との取引については、確認済みであることを確認するとともに本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができることとする。（第3条第6項関係）

(3) 本邦内に住居を有しない外国人の本人確認

ア 旅行者等の旅券等により母国の住居を確認することができない本邦に在留する外国人（以下「特例外国人」という。）が、200万円を超える現金、小切手等の受払い、本邦通貨と外国通貨の両替及び貴金属等の現金・現物売買等を行う場合の本人確認について、国籍及び旅券等の番号の記載がある旅券等の提示を受け、住居の代わりにそれらを確認することで足りることとする。（第3条第1項第2号、第4条第1項ただし書及び第3号、第5条第1項関係）

イ アの取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法により認められた在留期間等が旅券等により90日を超えないと認められるときは、本邦内に住居を有しないことに該当することとする。（第5条第2項関係）

(4) 本人確認の対象から除かれる取引

ア 社債権者等から口座の通知がない場合に、振替社債を交付する会社が振替機関等に対して社債権者のために行う口座の開設（第6条第1項第8号関係）

イ 1回に受け取るリース料の額が10万円以下のファイナンスリース契約の締結（第6条第1項第10号関係）

ウ 200万円を超える貴金属等の売買契約の締結のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの（第6条第1項第11号関係）

エ 郵便物受取・電話受付サービス業の契約の締結のうち、代行業者性を第三者に明示する契約、現金書留や銀行等から送付された郵便物で預貯金通帳等を封入している可能性があるものの受取を拒否する契約又は商品等に関する説明・相談や商品の販売の受付等を電話を受けて行う業務に係る契約（第6条第1項第12号関係）

オ 管理又は処分に係る財産の価額が200万円を超える特定受任行為の代理等を行

- うことを内容とする任意後見契約の締結（第6条第2項第1号関係）
- カ オの特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、国、地方公共団体の取引担当者又は破産管財人等が法令上の権限等に基づき行う一定の取引で、一定の確認がなされたもの（第6条第2項第2号関係）
- (5) 顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法  
顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法として、本人確認済みの顧客等との取引として取り扱った取引について、本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、本人確認記録を検索するための事項等を記録し、当該記録を7年間保存する方法を定める。（第7条関係）
- (6) 取引担当者を顧客等とみなせる顧客等の上場会社等に係る国又は地域  
取引担当者を顧客等とみなせる顧客等として、金融庁長官が指定する国や地域の上場会社等が定められていたが、当該指定を国家公安委員会及び金融庁長官が行うこととする。（第8条第11号関係）
- (7) 本人確認記録の作成方法  
電子署名法等の規定により電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法等による本人確認について、当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録を、本人確認記録の添付資料とすることとする。（第9条第2号口関係）
- (8) 本人確認記録の記録事項  
ア 本人確認のために本人確認書類の原本の提示を受けたときは、本人確認書類の写し等を本人確認記録と共に7年間保存しない場合に限り、当該提示を受けた時刻を記録することとする。（第10条第1項第3号関係）  
イ (3)イにより在留期間等の確認を行った場合、旅券等の名称、日付、記号番号等記録することとする。（第10条第1項第17号関係）  
ウ 一定の本人確認記録の記録事項に変更や追加があることを知った場合には、本人確認記録の添付資料の記録、記載されている内容についても消去してはならないこととする。（第10条第3項関係）
- (9) 本人確認記録の保存期間  
一定の両替、ファイナンスリース契約の締結、クレジットカード契約の締結等新たに本人確認の対象となる取引の類型についても本人確認記録の保存期間の起算日となる日を定める。（第11条第1項関係）
- (10) 取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等  
ア 200万円を超える貴金属等の売買のうち、現金支払以外のもの（第12条第1項

第4号関係)

イ 郵便物受取・電話受付サービス業に係る現金書留の受取・引渡し(第12条第1項第5号関係)

ウ 任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等(第12条第2項関係)

(11) 取引記録等の記録事項

ア 財産の移転を伴う取引等にあつては、取引等及び財産の移転元又は移転先の名義その他の移転元・移転先を特定するに足りる事項を取引記録等の記載事項とすることとする。(第14条第5号関係)

イ 銀行等が外国為替取引が行う場合、仕向金融機関については通知した事項、被仕向金融機関については通知を受けた事項を取引記録として記録することとする。(第14条第7号関係)

(12) 疑わしい取引の届出の様式等

疑わしい取引の届出に係る届出様式等を定める。(第15条関係)

(13) 通知義務の対象とならない外国為替取引の方法

通知義務の対象とならない外国為替取引の方法として、通常為替、払込為替及び払出為替を定める。(第16条関係)

(14) 特定事業者の通知事項等

銀行等が外国為替取引を行う場合に通知すべき事項として、自然人については、氏名、住居又は顧客識別番号、口座番号等、法人にあつては、名称、本店等の所在地又は顧客識別番号、口座番号等を定める。(第17条関係)

(15) 身分証明書の様式等

立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を定める。(第18条第2項関係)

(16) 立入検査に関する協議

ア 立入検査権限の行使の調整を図るための協議の求めは、国家公安委員会が協議の通知を発出してから2週間以内に行うこととする。(第19条第1項関係)

イ 行政庁が都道府県知事である場合は、主務大臣に対しても文書等により協議の求めに係る事項を通知することとする。(第19条第2項関係)

ウ 協議において行う事項として、相互の情報交換等を定める。(第19条第3項関係)

エ 国家公安委員会及び行政庁は、原則として協議の求めが行われた日から1月以内に調整を図ることとする。(第19条第4項関係)

(17) その他

- ア 法附則第1条第1号に定める日（平成20年3月1日）から施行することとする。  
（附則第1条関係）
- イ 必要な経過措置を設けるほか、所要の規定を整備する。（附則第2条、第3条  
関係）